

2023年4月14日

書名：2023年版 第一種電気工事士筆記試験 完全解答

発行：2023年2月1日 第1版第1刷発行

ISBN：978-4-274-23005-9

■電気事業法改正に伴う訂正について

令和5年3月20日、電気事業法など関連法が改正・施行されました。改正により、書籍の記載内容につきましても、下記のように変更になりますのでお知らせいたします。

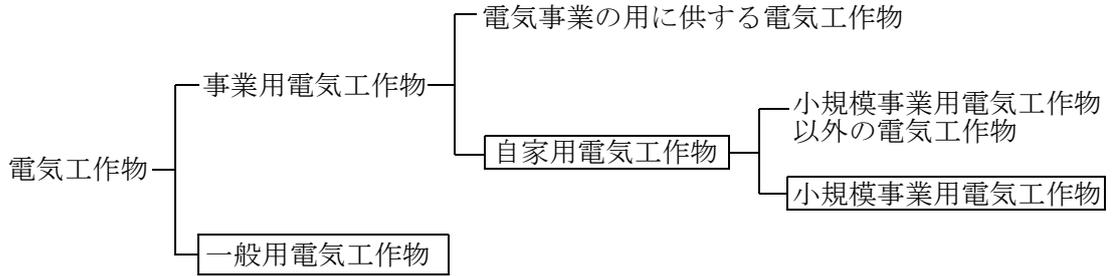
訂正内容	改正前	改正後	備考
用語	小出力発電設備	小規模発電設備	
一般用電気工作物となる発電設備	小出力発電設備	風力発電設備および出力10kW以上の太陽電池発電設備を除く小規模発電設備	風力発電設備および出力10kW以上の太陽電池発電設備は「小規模事業用電気工作物」(新設)
第二種電気工事士の資格範囲	一般用電気工作物	一般用電気工作物等	
一般用電気工事の定義	一般用電気工作物に係る電気工事	一般用電気工作物等に係る電気工事	

改正内容の詳細は次ページ以降をご参照ください。

電気事業法等の主な改正（令和5年3月20日）

1. 電気事業法

(1) 電気工作物の種類



(2) 一般用電気工作物

次の①，②に掲げる電気工作物で，低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の電気工作物と接続されていないものを一般用電気工作物という。

ただし，次表の小規模発電設備以外の発電設備を同一構内に設置するもの，爆発性若しくは引火性の物が存在する場所に設置するものを除く。

小規模発電設備（600V以下）	出力
太陽電池発電設備	50kW未満
水力発電設備	20kW未満
風力発電設備	
内燃力発電設備 燃料電池発電設備 スターリングエンジン発電設備	10kW未満
上記設備の出力の合計	50kW未満

①低圧で受電して，電気を使用するための電気工作物

②小規模発電設備であって，次表に該当するもの

発電設備（600V以下）	出力
太陽電池発電設備	10kW未満
水力発電設備	20kW未満
内燃力発電設備 燃料電池発電設備 スターリングエンジン発電設備	10kW未満

(3) 小規模事業用電気工作物

次表に該当する小規模発電設備であって，低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の電気工作物と接続されていないものを小規模事業用電気工作物という。

ただし，小規模発電設備以外の発電設備を同一構内に設置するもの，爆発性若しくは引火性の物が存在する場所に設置するものを除く。

発電設備（600V以下）	出力
太陽電池発電設備	10kW以上 50kW未満
風力発電設備	20kW未満

(4) 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く）

大規模なビルや工場等の電気設備で、次の条件に1つでも該当すれば、自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く）となる。

- ① 600V を超える電圧で受電するもの
- ② 小規模発電設備以外の発電設備を設置しているもの
- ③ 低圧受電電線路以外の電線路によって構内以外の電気工作物と接続されているもの
- ④ 火薬類を製造する事業場、石炭坑に設置するもの

(5) 小規模発電用電気工作物設置者の義務

- ① 技術基準適合維持義務
- ② 基礎情報の届出
- ③ 使用前自己確認結果の届出

2. 電気工事士法

電気工事士等の資格と作業範囲

資格	電気工作物	一般用 電気工 作物等	自家用電気工作物 (最大電力 500kW 未満の需要設備)	
			簡易電気工事	特殊電気工事
第二種電気工事士		○		
第一種電気工事士		○	○	
認定電気工事従事者			○	
特種電気工事資格者				○

一般用電気工作物等：一般用電気工作物及び小規模事業用電気工作物

簡易電気工事：自家用電気工作物（最大電力 500kW 未満の需要設備）の 600V 以下の電気工事（電線路に係わるものを除く）

特殊電気工事：自家用電気工作物（最大電力 500kW 未満の需要設備）のネオン工事，非常用予備発電装置工事